尼崎市運動指導員体力サポート事業

委託事業者プロポーザルによる質問及び回答

（令和５年４月１２日回答）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項　　目 | 質　　問　　内　　容 | 回答 |
| 　１ | （仕様書内）業務内容等の請求について | （５）訪問サポートに係る必要な事前打合せの時間分は、請求額に含めてよろしいのでしょうか。 | 事前打ち合わせの時間は請求の対象にはなりません。 |
| 　２ | 学校側都合による中止について | 指導日当日に急遽学校側都合によって中止となる場合が実際にございます。事前の連絡があれば大丈夫ですが、指導員が現地到着時に中止となった場合は、0.5回分の請求をさせていただけますでしょうか。 | 当日中止となった場合は、支払いの対象となります。このようなことが起きないように学校側に日程調整をするように周知いたします。またこの旨新たに仕様書４－（７）に追記させていただきます。 |
| 　３ | 時間割調整の打診について | 連続した１コマ（９０分）でない場合、例えば１時間目と３時間目を依頼されている場合、２時間目の拘束時間は請求できないかと思いますが、その場合は学校側で時間割を調整していただくことは可能でしょうか。 | できるだけ連続した時間で行えるよう学校側に時間調整をお伝えします。 |